

他の都道府県条例における 情報保障・意思疎通支援について

(1) 情報保障・意思疎通支援に関する規定としては、大きく分けて以下の3つのパターンがある。

- ① 県政に関する情報を、可能な限り、障害のある人に配慮した形で提供する。【議題1】
- ② 情報を取得・利用し意思疎通ができるよう、意思疎通を支援する者を養成する等の必要な施策（支援）を行う。【議題2】
- ③ 差別解消条例の不当な差別的取扱いを禁止する規定の中で、その一例として、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否・制限することを禁止する。

(2) 他の都道府県条例において、情報保障・意思疎通支援に関する上記①から③の規定のいずれかを設けているのは、32県中15県である。

(3) 他の都道府県条例の状況

	①	②	③		①	②	③
宮城県（案）	○	○	（未定）	三重県	○	○	—
北海道	—	—	—	京都府	—	—	○
岩手県	—	—	—	大阪府	—	—	—
山形県	—	○	○	奈良県	—	—	—
福島県	—	○	—	鳥取県	○	○	—
茨城県	—	—	—	徳島県	○	○	—
栃木県	—	—	—	香川県	—	—	—
群馬県	○	○	—	愛媛県	—	○	—
埼玉県	—	○	—	福岡県	—	—	—
千葉県	—	—	○	佐賀県	—	—	—
東京都	○	○	—	長崎県	—	—	○
富山県	—	—	—	熊本県	—	—	○
福井県	○	○	○	大分県	—	—	—
山梨県	—	○	○	宮崎県	—	—	—
岐阜県	○	—	—	鹿児島県	—	—	○
静岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	○
愛知県	—	—	—	合計	7	11	9

※ ○は当該規定あり，—は規定なし。